



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年11月20日金曜日 第2726号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の募集.....(総務管理課)...1143
 自衛官候補生の採用試験.....(")...1143
 一部事務組合の規約の変更許可.....(市町振興課)...1143
 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可...(")...1144
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....(経営支援課)...1144
 地籍調査の成果の認証.....(農政課)...1144
 土地改良事業の工事の完了.....(農地整備課)...1145
 患畜等の発生.....(畜産課)...1145
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....(水産課)...1145
 土地区画整理事業の換地処分.....(都市計画課)...1145
 土地改良事業の計画の変更の認可.....(中予地方局農村整備第一課)...1145
 開発行為に関する工事の完了(2件).....(中予地方局建築指導課)...1145
 指定居宅サービス事業者の指定.....(南予地方局地域福祉課)...1146
 指定介護予防サービス事業者の指定.....(")...1146
 指定居宅介護支援事業の廃止.....(")...1146
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....(")...1146
 道路の供用開始(県道無月宇和島線).....(南予地方局管理課)...1147
 道路の区域変更(県道長浜中村線).....(南予地方局大洲土木事務所)...1147
 道路の区域変更(県道宇和明浜線).....(南予地方局西予土木事務所)...1147
 道路の供用開始(").....(")...1147

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....(収用委員会事務局)...1147

正 誤

平成27年9月11日付け第2706号愛媛県告示第1125号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)中.....(砂防課)...1148

告 示

○愛媛県告示第1366号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 男子(平成27年度3・4月採用分)
平成27年11月27日(金)から
12月8日(火)まで

○愛媛県告示第1367号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成27年12月13日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1368号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定に

より、次のとおり大洲・喜多衛生事務組合の規約の変更を許可した。
平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

組合長及び副組合長についてそれぞれ大洲市長及び内子町長の職にある者をもって充てるようにし、並びに組合議員の定数を変更するほか、所要の改正

2 規約変更年月日

愛媛県知事の許可があった日

3 規約変更許可年月日

平成27年11月10日

○愛媛県告示第1369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

組合長及び副組合長についてそれぞれ大洲市長及び内子町長の職にある者をもって充てるようにするほか、所要の改正

2 規約変更年月日

愛媛県知事の許可があった日

3 規約変更許可年月日

平成27年11月10日

○愛媛県告示第1370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキ宇和島店・ドラッグコスモス宇和島北店
宇和島市伊吹町字小倉甲1390番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス
香川県高松市多肥上町1210番地
代表取締役 大坂 尚登
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス
香川県高松市多肥上町1210番地
代表取締役 大坂 尚登
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年7月11日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,619平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

235台

イ 駐輪場の収容台数

60台

ウ 荷さばき施設の面積

104平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

34.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成27年11月10日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1371号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
東温市	北方・松瀬川の一部	平成25年度から平成26年度まで	東温市（北方・松瀬川の一部地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日
平成27年11月20日

○愛媛県告示第1372号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	内子地区（喜多郡内子町）	平成27年3月16日
ため池等整備事業	下伊台地区（松山市）	平成27年9月14日
農地保全事業	下伊台地区（松山市）	平成27年9月14日

○愛媛県告示第1373号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり牛結核病が発生した旨の届出があった。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

疑似患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生日	その他参考となるべき事項
1頭	西予市宇和町小野田	平成27年11月13日	当該牛は隔離飼育中

○愛媛県告示第1377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年11月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第31号 平成27年11月9日	伊予郡松前町大字恵久美字大地145番1	松山市竹原4丁目4番25号 シャトレー竹原A202号 池内克次

○愛媛県告示第1378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年11月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第1374号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成27年11月20日から12月3日まで

○愛媛県告示第1375号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大洲市長清水裕から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 土地区画整理事業の名称
大洲都市計画事業上老松土地区画整理事業
- 2 施行区域
大洲市長浜町上老松の一部
- 3 換地処分年月日
平成27年11月2日

○愛媛県告示第1376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市西岡土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成27年11月11日認可した。

平成27年11月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建(開)第32号 平成27年11月9日	伊予郡松前町大字鶴吉字拂川783番6	伊予郡松前町大字筒井434番地1 グランドソレイユB103 平岡 祐樹

○愛媛県告示第1379号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年11月20日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
森岡 明	旭町内科クリニック	愛媛県八幡浜市沖新田1510-73	平成27年10月1日	訪問看護

○愛媛県告示第1380号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年11月20日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
森岡 明	旭町内科クリニック	愛媛県八幡浜市沖新田1510-73	平成27年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1381号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年11月20日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社望	居宅介護支援事業所なでしこ	愛媛県宇和島市伊吹町(東通)甲367番地1	平成27年10月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1382号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成27年11月20日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 宇都宮内科・胃腸科	宇都宮内科・胃腸科	愛媛県宇和島市米町港2丁目4番26号	平成27年10月1日	介護療養型医療施設
医療法人 怒風会	大洲記念病院	愛媛県大洲市徳森1512番地1	平成27年10月1日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲309番1地先から 同市坂下津甲309番4まで	平成27年11月20日

○愛媛県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒乙209番2から 同町下須戒甲642番4まで	旧	メートル 19.3～71.1	キロメートル 0.139	
			新	22.2～71.1	0.139	

○愛媛県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地115番2地先から 同町俵津2番耕地108番1地先まで	旧	メートル 11.0～16.5	キロメートル 0.115	
		西予市明浜町俵津2番耕地115番2から 同町俵津2番耕地109番3まで	新	33.0～44.0	0.115	

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地115番2から 同町俵津2番耕地109番3まで	平成27年11月20日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成27年11月10日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成27年11月20日

愛媛県収用委員会
会長 市川 武志

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県松山市古川南二丁目	1140番1	宅地	宅地	332.72	332.72	332.72	愛媛県松山市空港通二丁目11番1号 株式会社コスモ企画 代表取締役 夏山 奇守	平成15年7月11日 第28112号	根抵当権	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地 株式会社愛媛銀行 代表取締役 本田 元広
								平成18年7月27日 第27314号		
平成19年9月28日 第33841号										
								平成19年1月18日 第1282号	根抵当権	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号 朝銀西信用組合 代表理事 呉 相錫

正 誤

○正 誤

平成27年9月11日付け第2706号愛媛県告示第1125号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
868	右段 下から2行目	平成54年12月	昭和54年12月